

青少年等インターネット適正利用促進出前講座業務委託仕様書

1 業務委託名

青少年等インターネット適正利用促進出前講座業務委託

2 業務の目的

近年、青少年におけるインターネット利用者は大きく増加しており、SNS等の利用に起因する犯罪が多く発生している。

また、青少年のインターネット利用において閲覧禁止などのフィルタリング利用率は44.0%（令和4年度内閣府調査）と低い状況にあり、フィルタリングで防ぐことができないSNS等の利用に起因する犯罪被害も多発しており、その防止対策が喫緊の課題となっている。

このため、インターネットを介した犯罪等から青少年を守るため、最新の情報や高度な専門知識を有する事業者へ委託し、インターネット利用における危険性やフィルタリングの必要性についての講座を開催する。

3 履行期間

契約の日から令和6年3月25日まで

4 業務の内容

(1) 講座の開催

テキストやパワーポイント等を使用して講座を開催すること。

(2) 講座対象者

青少年、保護者等

(3) 講座形式

開催形式は、原則講師が受講場所に出張する出前講座形式とする。

ただし、受講者の希望等の状況によってはWeb会議システムを利用する方法によるオンラインでの開催も可能とする。

(4) 受講希望者の取りまとめ

受講者の応募は委託者が行う。

(5) 講座実施回数

おおむね30回を実施する。

(6) 1講座における受講者数

受講者の要望に合わせて実施するものとし、定員の上限及び下限は設けない。

(7) 講師体制

受講者数等に応じて、必要とする人数の講師で対応すること。

講師の資質向上を図る体制を整えること。

(8) 受講場所

受講者が用意する会場において実施すること。

(9) 講座に使用する機材

講座に必要な機材は受託者が準備すること。

なお、受講者との協議により、受講者の備品、受講場所にある備品設備等を使用できるものとする。

(10) 実施時間

1講座あたり45分から60分の範囲で実施するものとする。

(11) 講座内容

講座内容は

- ・青少年が巻き込まれやすいトラブルやその危険性について
- ・フィルタリングの必要性
- ・SNS等利用時の注意点

等とし、受講者からの要望に応じて柔軟に対応すること。

(12) アンケートの実施

理解度、満足度、改善要望等に関するアンケート様式を作成し、講座実施後に受講者に対してアンケートを実施すること。

また、アンケート分析を行い、次回以降の講座に反映していくこと。

(13) テキストの提出

講座に使用するテキストデータを講座の実施日までに委託者に提出すること。

受講者の要望に沿い、テキスト内容に変更があった場合には、その都度テキストデータを提出すること。

(14) 月次報告

当月の実績報告、アンケート結果（分析を含む）を翌月の中旬までに提出すること。

(15) 変更契約

受託者の責によらず講座実施回数が30回を下回る場合、業務委託料は講座実施回数に応じて変更するものとする。また、30回を上回る場合においても同様とする。

6 管理上の注意事項

本業務の実施にあたっては、公的機関が行う業務として、県民の信頼を損なうことがないよう、受講者の個人情報管理の徹底やトラブルの未然防止について細心の注意を払うものとする。

7 その他

(1) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ①断固として不当介入を拒否すること。
- ②警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ③委託者に報告すること。
- ④業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたとこにより、工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じる恐れがある場合は、委託者と協議を行うこと。

(2) 受託者が、7(1)の②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件

関係契約からの暴力団等排除要綱」第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

- (3) この仕様書に記載のない事項については、三重県と受託者で協議のうえ決定するものとする。